

○放置違反金に係る滞納処分実施要領の制定について

(平成19年6月13日岩交指第214号警察本部長)

〔沿革〕平成21年4月岩交指第135号、平成28年3月岩監第79号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

放置駐車対策の推進を図るため、別添のとおり、「放置違反金に係る滞納処分実施要領」を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

放 置 違 反 金 に 係 る 滞 納 処 分 実 施 要 領

1 趣旨

この要領は、岩手県警察が行う放置違反金及び延滞金（以下「放置違反金等」という。）の徴収事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

放置違反金等の徴収事務は、道路交通法（昭和35年法律第105号。）、岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号。以下「細則」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）、国税徴収法（昭和34年法律第147号）その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 用語の意義

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 滞納者

岩手県公安委員会から放置違反金の納付命令を受けた者のうち、督促を受け指定された納付期限までに放置違反金等を納付しない者をいう。

(2) 滞納処分

滞納者の財産の差押え等を行い、放置違反金等に充当する強制徴収処分をいう。

(3) 徴収職員

細則第10条の2の8第1項の規定により指定を受け、滞納処分を執行する警察職員をいう。

(4) 第三債務者

滞納者が契約している金融機関、滞納者の給与支払者、滞納者が加入している東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）等の滞納者に対して債務を負っているものをいう。

(5) 差押え

滞納者による財産の処分を制限し、換価できる状態にしておく強制処分をいう。

(6) 搜索

徴収職員が滞納処分を執行するため、差し押さえるべき財産を発見する目的で、滞納者及び第三者の物又は住居その他の場所について探し求める強制処分をいう。

#### 4 徴収職員

##### (1) 徴収職員の指定

ア 交通部長は、滞納処分を執行するため徴収職員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 交通部長は、徴収職員を指定したときは、放置違反金滞納処分職員証（以下「職員証」という。）を交付し、又指定を解除したときは、直ちに職員証を返納させるものとする。

##### (2) 徴収職員の任務等

ア 徴収職員は、放置違反金等の滞納処分を執行するものとする。

イ 徴収職員は、滞納処分を行おうとするときは、交通部長（滞納処分前の調査にあつては交通指導課長）の決裁を受けるものとする。

ウ 徴収職員は、滞納者から放置違反金等を現金で提出を受け（出張して直接収納するものを除く。）、現金取扱員（警察本部会計課長から任命されている者。）として収納したときは、領収票を滞納者に交付し、速やかに警察本部会計課の出納員に引き継ぐものとする。

なお、出張して直接収納するものについての取扱要領については、別に定めるものとする。

#### 5 質問及び検査

徴収職員は、滞納者の財産を調査する場合は、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録を含む。）を検査するものとする。

##### (1) 滞納者

(2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(4) 滞納者が株主又は出資者である法人

#### 6 滞納処分前の調査

##### (1) 取引金融機関等に関する調査、記録

滞納者の取引金融機関等について調査を行う場合、その結果を、明らかにしておくものとする。

##### (2) 預貯金に関する調査

金融機関に対する預貯金の調査は、預金にあつては各銀行の事業部に、また、郵便貯金にあつては、各貯金事務センターに対し行うものとする。ただし、金融機関に直接赴いて調査を行うときは、預貯金調査証を提示の上、調査を行うものとする。

##### (3) NTTに対する滞納者との契約状況

NTTに対する電話加入権の調査は、電話加入原簿等を閲覧することにより行うものとする。

(4) 勤務先に対する滞納者の給与等

滞納者の給与等について調査を行う場合は、給与支払者に対して行うものとする。

(5) その他の機関に対する滞納者の財産等

滞納者の財産について、その他の機関に調査を行うときは、調査照会書により行うものとする。

7 差押財産の選択基準

財産を差し押えるときは、次に掲げる財産を選択することに留意するものとする。

(1) 徴収する放置違反金等の額に見合う財産

(2) 第三者の権利を害することの少ない財産

(3) 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障の少ない財産

8 滞納処分執行の決定

交通部長は、滞納処分執行に必要な書類に基づき、滞納処分の執行、不執行を決定するものとする。

なお、次に該当するときは、滞納処分を執行しないことにする。

(1) 差押えの要件である督促を行っていないなど、一連の手続きに瑕疵があるとき。

(2) 地方税法第15条（徴収猶予の要件等）に該当するとき。

9 差押予告通知書の送達

徴収職員は、催促したが放置違反金等を納付しないときは、差押予告するものとする。

この場合において、延滞金が発生するときは、延滞金を加算した額の納付を命ずることとする。

10 財産の搜索

(1) 搜索の要件

徴収職員は、滞納者が質問及び検査に応じない等により、滞納者の財産を明らかにできない場合には、滞納者の物又は住居その他の場所について搜索をすることができる。

(2) 搜索の立会人

徴収職員は、前項の搜索を行うときは、国税徴収法第144条の規定により、同条に規定する立会人を立ち合わせなければならない。

(3) 搜索調書の作成

搜索を実施したときは、搜索調書を作成し、搜索調書謄本を滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付すること。ただし、搜索の結果、財産を差し押さえた場合は、搜索調書に代え下記11に規定する差押調書を作成すること。

11 財産の差押え

(1) 債権の差押え

徴収職員は、滞納者の債権を差し押さえるときは、債権差押通知書を作成し、銀行等の第三債務者に交付するとともに、差押調書を作成し、差押調書謄本を滞納者に送達すること。

(2) 給料等の差押え

給料等を差し押さえるときは、前記(1)のほか、あらかじめ差押可能金額（差押禁

止金額を差し引いた金額)を調査して差押金額計算書を作成すること。

(3) 電話加入権の差押え

徴収職員は、滞納者の電話加入権を差し押さえるときは、差押通知書を2通(N T T交付用の正本と控え用の副本)作成し、所轄のN T T営業所に送達するとともに、返送された謄本を保管すること。また、差押調書を作成し、差押調書謄本を滞納者に送達すること。

差し押さえた電話加入権を換価する場合は、会計規則に定める入札等により行うものとする。

12 差押債権の取立て及び配当

(1) 第三債務者への取立て

徴収職員は、第三債務者に対し、納入通知書(警察本部会計課で作成)を交付し、歳入歳出外現金として振り込みにより債権を取立てる手続きを執るものとする。

(2) 配当

徴収職員は、前記(1)の取立てを行った日から3日以内に配当計算書を作成し、滞納者に配当計算書謄本を発送し、同謄本を発送した日から7日を経過した日以後に、県の歳入に振り替えるものとする。

13 差押債権の解除及び通知

徴収職員は、滞納している放置違反金等が完納され債権の差押えを解除する場合は、滞納者及び第三債務者に通知するものとする。

14 滞納処分の停止及び停止の取消し

(1) 滞納処分の停止

交通部長は、次のいずれかに該当する事実があると認める場合は、滞納処分の執行停止を決定するとともに、滞納者に通知するものとする。

ア 滞納処分を執行することができる財産がないとき。

イ 滞納処分を執行することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

ウ その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。

(2) 停止の取消し

交通部長は、滞納処分の執行を停止した後、3年以内に停止事由がないと認めるときは、その執行の停止を取り消すとともに、滞納者に通知するものとする。

15 関係書類の整理

徴収職員は、滞納処分の執行事案ごとに、管理するものとする。

16 審査請求の処理

この要綱に基づく放置違反金等の滞納処分に対する審査請求の処理は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)により行うものとする。

17 その他

(1) 関係書類の郵送方法

「差押通知書」など、差押えの効力発生要件となるべき書類は、配達証明郵便で郵送し、また、「配当計算書」など、法令上通知義務のある書類は、書留郵便又は簡易書留で郵送するものとする。

(2) 時効

放置違反金を徴収する権利は、督促状の納付期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅するため、徴収職員は、滞納処分の不執行（前記8）又は停止（前記14（1））の決定後も、滞納者の所在及び財産の状況等について、継続的に確認するものとする。